

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物 品 番 号		仕 様 書 番 号
事業用一般廃棄物用ごみ袋 (可燃物用)	H-99	
	大 臣 承 認	令和 年 月 日
	作 成	令和 7 年 3 月 6 日
	変 更	令和 年 月 日
	作 成 部 隊 等 名	多賀城駐屯地業務隊

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊多賀城駐屯地において実施する「隊員食堂・厨房施設等から産出する残飯・残菜・資源ごみ等に使用する事業用一般廃棄物用ごみ袋（可燃物用）（以下「残飯等」という。）の処理」について適用する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z000001による。

1.2.1

市販品

一般市場に流通している物品で、カタログなどによって明確にされているものをいう。

1.2.2

カタログ

この仕様書においては、製造者等の使用しているカタログをいう。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

b) 法令

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）最終改正：令和4年6月17日法律第68号

2 残飯等処理に関する要求

2.1 作業条件

作業条件は次による。

a) 実施内容

残飯等の収集・搬出・処理を行う。（残飯、可燃ごみ及び瓶等その他官側と協議）

b) 履行期間

調達要領指定書による。

c) 履行場所

宮城県多賀城市丸山2丁目1-1 陸上自衛隊多賀城駐屯地業務隊糧食班

d) 作業回数

週 3 回（月曜日・水曜日・金曜日を基準）とする。

e) 危険負担

本残飯等処理実施間における責任は、官側の責に帰すべきものを除き全て請負者が負うものとする。

f) 請求金額

1 カ月毎に履行された実績額とする。

g) 残飯等処理の中断何らかの理由により継続が困難となる場合は、継続が困難となる日から 3 箇月前までに官側に通知するものとする。

2.2 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

3 秘密保全等

3.1 駐屯地食堂各箇所残飯等処理に関係する場所以外の駐屯地施設等の撮影を一切禁止とする。

3.2 残飯等処理による駐屯地入門は、官側から示された経路によるものとする。

（経路：駐屯地正門～体育館前～2 号隊舎前～隊員食堂）



4 その他の指示

a) 残飯等の収集・搬出は、官側の残飯集積場所から請負者が運搬するものとする。

b) 残飯等の授受は、検査官立会のもと数量を確認し、表 1－残飯等引渡書兼受領書で実施する。

c) 残飯等予定数量（平均発生量）、資源ごみ（平均発生量）は、調達要領指定書による。

d) 多賀城駐屯地内においては、指定経路を使用するとともに残飯等の処理に関係のない駐屯地内施設等への立入を禁じる。

e) 履行にあたり、建物・物品に破損・汚損を生じさせた場合は、速やかに官側へ報告し、請負者の責任において現状に回復するものとする。

f) この仕様書に疑義が生じた場合は、GLT-CG-Z000001の8.3による。

表 1—殘飯等引渡書兼受領書

[illegible]

※1 か月毎に引渡者（官側）は、受領者（請負者）側に残飯等引渡書兼受領書の写しを提供する。